

は し が き

昨今の公証人・公証制度の変革には激しいものがあります。

平成30年11月からマネーロンダリング等を防止する観点に立って、株式会社等の定款の認証に関してその法人の実質的支配者が暴力団等の反社会的勢力に属していない旨をチェックさせる制度が始まりました。

認証については、平成31年3月から利用者が公証役場に行かなくても定款認証を受けられるテレビ電話を利用した認証制度が始まり、令和2年5月11日からは認証に関する委任状が利用しやすくなりました。

平成31年4月から正本・謄本について郵送による取得が可能となり、令和2年3月1日から事業用の金銭消費貸借契約における保証人について、保証意思宣明公正証書を作成しないと保証契約が効力を有しないことになりました。さらに、令和2年8月から電子確定日付センターが開設され、離婚時年金分割の制度に変更が加えられました。

そして令和4年からは会社の定款手数料の改定、嘱託人作成文書（一部）への押印廃止、郵便による執行文付与申立て等の開始、公証役場におけるクレジットカード決済の開始など、公証事務の運用が変わりました。

これらについては、各箇所でも触れていますが、今後も改正があるかもしれませんので、日本公証人連合会のホームページを見ていただければ最新の情報が確認できます。

新型コロナウイルスの関係で、出版社と印刷所とが通常の稼働状況を執ることができず、本書が出版できるようになるのも予定よりかなり遅れました。この間の私の自粛生活は、私にとって必要最低限の外出しかせずに、妻が必要な買い物等をすべてしてくれていますので、妻には感謝していますし、妻の協力なくしてこの本の完成はなかったと思います。

本書の発刊にこぎつけられたのは、ひとえに田口信義社長と松下寿美子さんのお力によるものです。お二人には本当に感謝しています。

もっと言うと、これまでの私の仕事の上でお付き合いのあった方々、私的にお付き合いいただいた方々が、このような私に及ぼした影響のなせる業ともいえます。このようにして完成した本書が、公証人、公証役場、公証人の

はしがき

仕事、中でも公正証書について皆様のご理解を深めることができ、少しでも皆様方のお役に立てるのであれば、多分最後となる単独著である本書を書いた私にとって幸いに感じる事ができると思います。

今後とも皆様方のご叱責と励ましとを、宜しくお願い致します。

令和5（2023）年4月吉日

大 島 明

第4章 公正証書

Q20 公正証書とは何か

公証役場には「大切な契約は、公正証書で！」などと書いたものが貼ってありますが、そもそも、公正証書とは何ですか。

1 公正証書とは

公正証書は、法律行為その他私権に関する事実について、公証人が作成したもの（法1条1号）とされています。ただし、法令に違反した事項、無効の法律行為および能力の制限によって取り消すことができる法律行為については、公証人は作成できません（法26条）。

公正証書といってもいろんな種類があり、それぞれに役割および効果が異なってきます。これについては第2部の各論で詳しく解説しますが、ここでは、売買等を念頭において典型的な契約の公正証書について解説しますので、概略を理解してください。契約は、当事者間の合意に基づいて成立しますので、口頭でも成立するのですが、大事な契約であればあるほど、通常は、契約内容を明らかにし、後日の証拠とするために契約書を作成します。私人間で作成された契約書は、後日になって、その成立、内容、作成年月日等について争いが生じることがあります。そういう紛争を予防するために、公正証書の作成をしておいたら如何ですかという趣旨で、公証役場には「大切な契約は、公正証書で！」という言葉が掲げてあります。すなわち、法務大臣に任命された国の機関である公証人が関与しますので、契約の内容が明確になり、文書の証明力が高まるのです。

2 作成手続の流れ

公正証書作成の手続の流れおよび作成方法については、Q21で詳しく解説

していますが、嘱託人および代理人の確認、当該売買契約の内容の適法性および相当性（両者のバランスを含め）のチェック、双方が本当に合意しているのか否かの意思の確認、金銭支払い部分について裁判所の判決等をもたらなくても強制執行ができる形にしてよいのか等を確認したうえでしか作成しません。このようなことから、将来の紛争を予防する予防司法に貢献するのが公正証書だといえるので、「大事な契約は、公正証書で！」という趣旨の言葉が公証役場に掲示されているのです。

Q21 公正証書作成の手続

公正証書を作成したいと考えたとき、どのようにすればよいのですか。また、その後の手続の流れはどうなるのでしょうか。

A 1 手続の流れ

お近くの公証役場（本書第3部 参考資料3、日本公証人連合会のホームページ参照）に電話等で予約してから行ってください。予約の際に、持参した方がよいものがあるのかなどを確認してください。内容によっては、公証役場では対応できない場合もありますが、それがはっきりしている場合は、予約の際に書記が説明してくれると思います。グレーゾーンの話であれば、一度公証役場に行き、公証人に相談するとよいと思います。

時々、弁護士とか司法書士を紹介してくださいという話が出ることがあります。しかし、公証人が実質的には公務員であることから、特定の方を紹介することはできません。

また、費用はどの程度かかりますかという質問をされる場合があります。公証人の場合は手数料が法令で定められていますので、公正証書を作成するまでの必要な手数料等の概算は算出できます。弁護士とか司法書士の場合は、報酬は自由化されていますので、どこの事務所にも依頼するかで変わってきますし、公証人は各事務所の報酬等について把握していないので、詳しく

は答えられないこととなります。

公証役場での相談を進める中で、どういう公正証書を作成するのかが決まった場合には、関係者が揃って来ることができる日時を確認して作成日を決めます。作成に必要な資料で不足がある場合は、作成日に持参してもらいます。

2 作成当日

作成当日は、あらかじめパソコン等で作成していた公正証書の条項を当事者に確認してもらいます。その際には読み聞かせと閲覧という方法がありますが、鹿児島公証人合同役場の場合には、正本用か謄本用を見せながら、公証人が原本用を用いて読み聞かせおよび閲覧をするという方法を原則としています。目が不自由な方の場合には閲覧という方法はとれませんので読み聞かせという方法で、耳が不自由な方の場合には読み聞かせという方法はとれませんので閲覧という方法でしますし、手話を理解できる方の場合には、閲覧と同時に手話通訳を入れて読み聞かせもするという場合もありますが、どういう方法で確認したかは公正証書に記載します。

公正証書の内容の確認が終わってこれで作成するという場合には、原本に署名・押印していただきます。原則として、個人の場合には印鑑登録証明書、法人の場合には法人の商業登記簿（全部記載事項証明書）と印鑑登録証明書（補充的に顔写真付きの身分証明書等）で本人確認を行いますので、印鑑登録してある印鑑を押すということになります。手指不自由等の理由で署名できない方については公証人が代書し、その旨の記載が公正証書の該当欄になされます。

謄本等の金銭の支払義務がある人に対する送達手続が必要な場合には、事前に確認して準備しておくのですが、その手続書類にも署名・押印してもらいます。

これが手続の流れの概略です。公正証書の作成に着手するまでは、手数料が発生しませんので、都合が悪くなった場合には事前にキャンセルの連絡をしてください。着手して（当事者が揃ってから公正証書の内容を確認し始めた段階）から作成しないという話が出る場合がありますが、その時には中止手

数料というのを支払っていただくことになります。

公正証書の冒頭部分と終わりの部分は、作成する内容で異なっていますし、各役場でも微妙に異なっていることもあります。以下、鹿児島公証人合同役場で作成していた公正証書を参考にして、いくつか文例として示しておきたいと思います。

【書式1】 遺言公正証書

《冒頭部分》

令和〇年第〇号

(証書作成日 令和〇年〇月〇日)

遺 言 公 正 証 書

本公証人は、遺言者〇〇の嘱託により、証人〇〇及び同〇〇立会いのもとに遺言者の次の遺言の趣旨の口述を筆記してこの証書を作成する。

遺 言 の 趣 旨

(遺言の内容が入る)

《最後の部分》

本 旨 外 要 件

住所

職業

遺言者 〇〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日生

上記遺言者は、印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

住所

職業

証人 〇〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日生

住所

職業

証人 〇〇〇〇〇

生年月日 ○○年○○月○○日生

以上のとおり遺言者及び証人に読み聞かせかつ閲覧させたところ、各自筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 署名・押印

証人 署名・押印

証人 署名・押印

この証書は、民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき、本職次に署名押印する。

令和○年○月○日 本職、役場において

所在地

○○地方法務局所属

公証人 署名・押印

【書式2】 債務弁済契約——代理人による作成の場合

《冒頭部分》

令和○年第○号

(証書作成日 令和○年○月○日)

債務弁済契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

(陳述の内容が入る)

《最後の部分》

本 旨 外 要 件

主たる事務所の所在地

債権者（甲） 社会医療法人○○○○

住所

上記理事長 ○○○○

(○○年○○月○○日生)

住所

弁護士

甲代理人 ○○○○○
(○○年○○月○○日生)

上記○○は、運転免許証により人違いでないことを証明させた。

上記代理人○○の提出した委任状は、認証がないから、甲の印鑑証明書の提出によりその真正なことを証明させた。

主たる事務所の所在地

債務者(乙) 株式会社 ○○○○

住所

上記代表取締役 ○○○○
(○○年○○月○○日生)

住所

会社員

乙代理人 ○○○○
(○○年○○月○○日生)

上記○○は、運転免許証により人違いでないことを証明させた。

上記代理人○○の提出した委任状は、認証がないから、乙の印鑑証明書の提出によりその真正なことを証明させた。

この証書は、令和○年○月○日、本職、役場において、法律の規定に従い、列席者に関覧させたところ各自これを承認し、本職とともに次に署名押印する。

甲代理人 署名・押印

乙代理人 署名・押印

公証役場の所在地

○○地方法務局所属

公証人 署名・押印

Q22 公正証書作成の際の確認書類

公証人が公正証書作成の際には、何をどういう書類に基づいて確認しているのですか。

〔著者略歴〕

大島 明 (おおしま あきら)

- 1972年 4月 裁判所事務官 (熊本で勤務)
 1973年 4月 最高裁判所裁判所書記官研修所養成部第 1 部入所
 1974年 3月 裁判所書記官 (熊本、東京で勤務)
 1985年10月 司法試験合格
 1988年 4月 裁判官任官 (浦和、岐阜、長崎、東京、福岡、鹿児島で勤務)
 2011年 3月 裁判官退官 (福岡家裁判事)
 2011年 5月 公証人 就任 (鹿児島地方法務局所属)
 2018年12月 公証人 退任
 2019年 6月 弁護士登録 (福岡県弁護士会)

〔主な著作・論文〕

- ・単著 『書式 民事訴訟の実務〔全訂10版〕』(民事法研究会)
- ・共著・宮脇幸彦・林屋礼二編集代表『民事手続法辞典』(ぎょうせい)
- ・共著・林屋礼二・小野寺規夫編集代表『民事訴訟法辞典』(信山社)
- ・「証券取引等調停」、「調停条項の作成 (一)(総論)」、「同(二)(各論)(地裁)」東京地裁民事調停実務研究会編『民事調停の実務(判タ932号)』(判例タイムズ社)
- ・「司法書士の職務に関する費用及び報酬請求権について民法172条(2年の短期消滅時効)の適用ないし類推適用が否定された事例」西村宏一・倉田卓治編『平成8年度主要民事判例解説(判タ945号)』(判例タイムズ社)
- ・「証券等取引事件」小島武司・伊藤眞編『裁判外紛争処理法』(有斐閣)
- ・「借地条件の変更」塩崎勤・中野哲弘編『借地借家訴訟法(新・裁判実務大系6)』(青林書院)
- ・「消費者信用事件における和解条項の実際」園部秀穂・田中敦編『現代裁判法大系23 消費者信用取引』(新日本法規)
- ・「家庭裁判所における人事訴訟手続について」日本弁護士連合会編『平成16年版日弁連研修叢書現代法律事務の諸問題』(第一法規)
- ・「実務における民事訴訟—主張・立証方法を考える」市民と法21号ないし66号(民事法研究会)
- ・「家事事件手続法の概要」市民と法72号(民事法研究会)
- ・「鹿児島家庭裁判所における成年後見関係事件の現状」実践成年後見 No.9(民事法研究会)
- ・「成年後見人等の交代」実践成年後見 No.21(民事法研究会)
- ・「法定後見開始審判前の保全処分」・「法定後見人等の選任・欠格事由」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』(新日本法規)
- ・「離島広報活動に関する報告書」公証187号(日本公証人連合会機関誌)
- ・「死後事務委任に関する公正証書の上手な活用法」市民と法118号(民事法研究会)
- ・「利用される任意後見への課題」実践成年後見 No.85(民事法研究会)

Q&A わかりやすい公正証書活用の手引

令和5年7月12日 第1刷発行

定価 本体 4,500円 + 税

著 者 大島 明
発 行 株式会社 民事法研究会
印 刷 藤原印刷株式会社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-390-0 C2032 ¥4500E

カバーデザイン／袴田峯男